

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第5回）議事録

■日時 令和元年9月20日（金）午前10時00分～午前11時19分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

坂本第二部会長、池本委員、日下委員、小林委員、袖野委員、堤委員、寺島委員、
宮越委員、保高委員

■議事内容

環境影響評価書案に係る質疑及び審議

立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）
建設事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、景観及び廃棄物の全5項目について、質疑及び審議を行った。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第5回）

速 記 録

令和元年9月20日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前 10 時 00 分開会)

○森本アセスメント担当課長 おはようございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第二部会委員 13 名のうち、8 名の出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○坂本部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○坂本部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

では、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「立川都市計画道路 3・3・30 号 立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、「その他」となっております。

それでは、「立川都市計画道路 3・3・30 号 立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

まず初めに審議の進め方についてなのですが、これまでの項目別審議とは異なり、今回から事業者参加のもと、全項目について審議を行っていくことになります。

また、本案件は、選定項目数が 5 項目です。大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物、この 5 項目です。これまでの部会で審議された案件の審議回数などの実績を踏まえ、今回の案件は計 3 回の審議を行う予定ですが、3 回目は総括審議となるため事業者参加による審議は今回と次回の 2 回となります。

それで、本日は第 1 回目なのですが、第 1 回目では委員の皆様には疑問点などを十分に出していただいて議論を尽くしていただき、2 回目以降は新たな問題提起を行う場ではなくて、3 回目の総括審議へ向けたまとめの場としていただきたいと思いますと考えております。すなわち、今

回の審議で全て疑問点は出していただくという形でお願いしたいと思います。

御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、タブレットの資料1をご覧ください。ただければと思います。

資料1 都民の意見書及び関係市町の意見について説明いたします。

最初に、意見書等の件数についてでございますが、都民からの意見書は970件、関係市長からの意見は2件でございます。都民からの意見書については、署名によるものについても計上してございます。

続いて、都民からの主な意見でございます。(1) 環境全般については、1つ目は本件都市計画道路の計画が1961年で、58年も前につくられたもので、策定当時とは畑や林だったところに多数の住宅が建ったり、人口減少が進んで、車の量も減るなど、状況が変わってきている。幅員28mの道路ができることで立ち退かなければならない住宅は、都の説明では150軒以上で、道路の拡幅だけでなく、道路のないところに道路をつくる計画で、住民の生活や環境が破壊、町が分断されることから、納得できないという御意見でございます。

2つ目は、1つ目と同じような趣旨、計画に反対の御意見。

3つ目は、28m道路が住んでいる町を分断し、周辺住民は騒音、大気汚染に苦しむことになる。人口、車、交通量が減る流れの中で、半世紀前の道路計画は時代に合わず、なぜ莫大な税金をかけ、28m道路をつくるのか。どうしても必要なら4車線から2車線に変更、40km以下に速度制限する案など、本件都市計画道路の都市計画案の再検討を要望する御意見でございます。

4つ目は、評価書案の前提となる計画交通量、供用時、ネットワーク完了時の根拠を求めるもの。

5つ目は、国土交通省の情報をもとに東京都の全体交通量の減少と立川市の保有自動車台数の減少の御指摘。

6つ目は、道路計画の目的は立川地域の渋滞緩和が挙げられているが、立川通りの渋滞状況は既に数年前より改善されていることの御指摘。28m道路開通に伴う新たな渋滞発生に伴う大気汚染がひどくなることの御懸念。

7つ目は、計画道路の近くの学校、育ち盛りの子供たちへの発達影響の御心配という御意見でございます。

続いて、大気汚染についてでございます。

1つ目は、PM2.5が調査項目に入っておらず、PM2.5を調査事項に加えることの御要望。

2つ目は、東京都の二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の最大値を予測しているが、時の交通状況や通行車両などにより予測値を超えることは十分考えられる。調査については、都が依頼する調査会社ではない、住民側も納得できる調査会社に調査させるべきという御意見でございます。

続いて、騒音・振動についてでございます。

1つ目は、騒音に関する特例として、昼間、夜間の環境基準を満たしているが、これらは平均値であり、国連決議の値も大きく超えており、現在の安穏な住環境を維持できるとは到底考えられない。不眠症や騒音に起因する病気にかかる可能性も大であり、環境基準は特例ではなく、学校衛生基準など地域基準に即して行ってほしいという御意見。

2つ目は、周辺環境への影響や健康被害への心配や不安。本件評価書案では、環境への影響は全て基準の範囲内となっているが、都市計画道路の環境基準は特例基準で、基準が緩和されている。これで正確な環境への影響が明らかになるのかという御意見。

3つ目、4つ目は、2つ目と同じく、都市計画道路の環境基準が特例となることに対する御意見。

5つ目は、整備完了時の騒音に対する御意見でございます。

続いて、大気汚染、騒音・振動についてでございます。

1つ目は、計画道路が町を分断し、長年にわたり培ってきたコミュニティなどに破壊と影響を及ぼし、都道145号付近が大気汚染、騒音・振動などで甚大な被害を及ぼすことは間違いないと、再度、環境影響調査を行ってほしいという御意見。

2つ目は、健康被害が心配であり、環境影響評価のやり直しを求める御意見。

3つ目も、大気汚染や騒音などによる健康被害が心配であること。

4つ目は、3つ目と同じく、健康被害の心配と都民の血税を道路ではなく、国保税引き下げに使ってほしいという御意見。

5つ目は、去る3月に都が主催した説明会では、影響評価は最低ラインをクリアしているため問題ないという強調がなされたが、閑静な住宅地では窓も開けられないほど騒音がひどくなることの説明がなかったことに対する御意見でございます。

続いて、その他についてでございます。

1つ目は、28m道路の効果に上げられた立川通りの自動車交通量が減少し出しており、渋

滞解消は後付けの理由でしかない。また、本件の道路計画は不要不急な計画で、本計画にかける税金を福祉や教育に回すべきという御意見でございます。

2つ目は、交通量増加により通行の危険性に対する御意見。

3つ目は、代替不動産に関する御意見。

4つ目は、補償に関する御意見。

5つ目は、反対住民の声をもっと丁寧に聞くこと。測量説明会の延期。当該地域の生活実態調査や住民と都が対等の立場で向き合う話し合いを持ってほしいという御意見。

6つ目は、都の一方的で不十分な説明に納得できないこと。本件道路整備が実施されないことを要望する御意見でございます。

7つ目は、6つ目と同じような趣旨の御意見でございます。

続いて、関係市長からの意見でございます。

立川市長からは、評価書案に対する御意見はなく、事業実施に当たっての住民からの御意見、要望へ誠意をもって対応し、理解と協力を得ること。環境保全に万全の措置を講ずることを要望する御意見。

国立市長からは、沿道道路接続における交通量の増大が予想されることからの自動車交通による騒音、振動などへの各種環境対策や交通流通対策の十分な検討。周辺環境への配慮に一層努めてほしいこと。道路地内の雨水浸透促進。道路工事の際の騒音・振動に対する周辺環境への十分な配慮。道路周辺での景観配慮におけるさらなる緑化の検討のお願いについて御意見がございました。

説明は以上でございます。

○坂本部長 ありがとうございます。

今の御説明に対して御質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

よろしければ、これから事業者の方との質疑を始めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので事業者の方との質疑応答を行うことといたします。事業者の方は席の移動をお願いします。

それでは、まず、景観について担当されている宗方委員は今日御欠席ですが、事務局で質問等預かっているとのことですので、コメントの紹介をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

宗方委員から預かっております質問などを紹介させていただきます。

1 つ目は、予測全般についてです。事業の実施によって既存の植栽などが消滅することに対する代償はどのように考えているのか。道路建設により減少する緑については、歩道植樹帯だけでなく、可能な範囲で周辺事業者と協力し、緑の回復に努め、図書上もうたうべきではないか。特に市立、都立学校や自衛隊といった公の施設に対しては、事業者として積極的な植栽を働きかけ、緑の連続性を確保することはできないのか。

同じく、予測全般についてなのですが、道路建設によって道が広くなり歩行者の安全性が向上し、地域の主たる導線として発展することで価値が向上すると考えられる。そういった道路建設により新たに生まれる価値も評価書として示していくべきではないか。

これはお手元の評価書案の 145 ページをお願いします。こちらに代表的な眺望地点及び眺望の方向・予測地点の図がありまして、この太い実線が計画道路ということです。この計画道路の中ほどの直線部分のところの右側、方角で言えば東側になるのですが、陸上自衛隊、都立立川国際中等教育学校、そしてその下に都立小中校一貫教育校附属小学校と、公共施設が並ぶこととなります。例えば都立小中校一貫教育附属小学校のところには、現在では緑が植栽されておりますが、道路の拡幅に伴ってその緑が伐採されて、こここのところの部分は後退するということについて、こうしたことを踏まえてのコメントでございます。

以上が予測全般についての 2 つのコメントをいただいております。

続きまして、予測地点についてのコメントを御紹介します。

1 つ目は、評価書案の 151 ページをお願いします。地点 2 の予測は、現道に沿った北向きに行われてございますが、事業実施による変更によって眺望の変化の影響が大きいのは、南側のため南向き視点で予測評価を行うことが適当であると。この写真と真逆の方向の、この写真でいう右手の真逆のほうになるところについて、先ほど申し上げた都立小中校一貫教育校附属小学校の緑の植栽があったりするのですが、こここのところが拡幅に伴って緑が伐採され後退される面もあるから、そういう影響が、影響というか、変化がわかりやすいものについては示して予測評価を行うことが適当であるということをお願いいたします。

続いて 152 ページをお願いします。こちらは地点 3 の予測についてなのですが、公園を代表的な眺望地点として、公園内から計画道路を臨む予測評価を行っているが、当該公園は観光スポットのような場所ではないため、より典型的な道路の利用である、歩行者利用に焦点を当てた写真撮影をし、予測評価をするべきではないかというコメントをいただいております。

以上が予測地点に関する2つのコメントでございます。

3つ目、予測の手法・内容について、2点いただいております。

1つ目は、評価書案の151ページに戻っていただきたいのですが、地点2の予測フォトモンタージュは自動車の運転手視点になっているが、景観評価の場合は歩行者目線での予測を行うことが望ましいため、歩道上から撮影し道を臨む予測とするべき。また、予測の際は交差点を挟んで広角の写真を撮影すると、手前にある交差点が広く、遠くが小さくなり、道路沿いの景観の状況を把握することが困難になるため、撮影の際にそのようなアングル・撮影方法は避けるべきであるというコメントです。

2つ目は、152ページをお願いします。地点3の写真の、工事の完了後の真ん中あたり、遮音壁が示されておりますが、高さが1.5mと、人の目線の高さほどあるため、見た目の影響は小さくない。遮音壁に対し緑化を行うなど、影響を低減する措置は行わないのかというコメントをいただいております。

評価に対してのコメントです。154ページをお願いします。8.4.4「ア 計画道路の存在に伴う地域景観特性の変化の程度」、「イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」、共通でございます。アセス対象規模の道路をつくる以上、「変化の程度は小さい」はずはなく、予測に違和感がある。現状あるもの（緑、建築物など）が消滅するのは事実であるため、消滅を受けとめた上で、「緑の回復に努める」、「周囲への協力」により、長い目で見たときに影響が小さくできるという予測の結論となるのではないかと。

以上、コメントをいただいております。

○坂本部長 ありがとうございます。

では、宗方委員の御質問、コメントが4項目あるわけですが、1番目の「予測全般」についてから順番に事業者の回答をお願いします。

○事業者 まず、予測全般ということで緑の話をいただいております。ここの道路のつくり勝手なのですが、評価書案の13ページをお開き願います。13ページの中段に計画道路断面図（イメージ）というものを描いております。道路を横断方向に切ったときの断面なのですが、全体の幅で28mとなります。真ん中の車道、車が走るところは17.5m、その両脇に歩道空間として5.25mの空間を用意する予定になっております。宗方委員からお話をいただいております歩道の植栽帯というのは、ちょうど歩道・植栽帯等のところの真ん中のところに、例えば左側ですが、住宅寄りのところが歩行者空間、車道寄りのところが自転車が通行する空間を予定しております、その真ん中に植栽帯を連続して設けていく予定になっておりま

す。ですので、まず可能な限り、この植栽帯を歩道のところに設置していく予定になっております。

それから、1 つ目のポチの中で、学校関係、自衛隊関係に今ある緑を拡幅すると、どうしても移植とか伐採という作業が出てきますので、書かれておりますとおり、公共の施設の中にも木を植えていただけるように働きかけていくことを進めていきたいと思っております。

それから、2 つ目のポチに書いてありますとおり、歩行者の安全性、こちらも 13 ページに書かれておりますとおり、現況では歩道の幅が十分とれていない区間が多くあります。ですが、書かれてありますとおり、歩道空間を歩道植栽帯等としまして、5.25mの中、十分な空間をとっていきますので、こちらについての安全性は向上するという事で、しっかりと書き込んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○坂本部長 宗方委員の「新たに生まれる価値も評価書として示していくべきではないか。」ということなので、今回のこれを見て、その辺がまだ十分書かれていないと感じられたのではないかと思うのですね。なので、今おっしゃられたようなことに関してはもう少しわかりやすく書いていただけるといふふうに理解したらよろしいでしょうか。

○事業者 そうですね。整備の目的のところでいろいろ書いているのですが、こういったお話もありますので追記していくようなことは考えていきたいと思っております。

○坂本部長 では 2 番目に行ってよろしいですか。2 番目のコメントについての御回答をお願いします。

○事業者 2 番目の 1 つ目のポチですが、南側向きの、もっと学校寄りのほうの現況と整備後がわかるようにというお話なのですが、我々事業者としましては、151 ページの左側に戸建て住宅群があるのですが、上段の写真ですとちょっと見えづらいのですが、各戸建て住宅の前の狭い歩道空間で歩行者が歩けるような形になっておりますが、それが、戸建て住宅の前に十分な歩道ができるということで、北側のほうを、北向きのほうでわかりやすくつくったと。それとあと、歩道の中に植栽帯、先ほど申しましたとおり、歩道の真ん中に植栽帯を植えるということもわかりやすくするために、北向きのほうで書かせていただいているという状況です。

それから、2 つ目のポチなのですが、次の 152 ページですが、委員のほうでは歩行者利用に焦点を当てた写真ということになっておりますが、こちらは前のページの 151 ページの戸建て住宅群の前の歩道の整備の形を示すことによりまして、歩行者利用というのがわかるか

と思われますので、歩行者利用については 151 ページのほうで兼ねて、あと、152 ページのほうはあくまでも公園利用者の視点に立った形で書いております。

○坂本部長 趣旨は理解したのですが、特に予測地点の 2 について宗方委員の意見は、むしろ南側のほうが眺望の変化が大きいの、そちらも示していただきたいという趣旨だと思うのです。なので、これは評価書案ですから評価書で示していただくのが適当だと思うのですが。

○事業者 どちらかというと、事業者としては学校よりも戸建て住宅群の前のほうを明らかにしたいという思いがありましたので。

○坂本部長 そうですか。そうすると、2 番目の意見については追加するつもりはないということでしょうか。

○事業者 はい。学校の前の変化の状況につきましては、151 ページ中段のフォトモンタージュの右側のところに学校を描いておりますので、これで変化を示しているという状況でございます。

○坂本部長 わかりました。

では、3 番目の予測の手法・内容についてに関してお願います。

○事業者 3 番目の 1 つ目のポチなのですが、今の 151 ページのところになるのですが、車道目線のアングルで表現しているということで、もっと歩道寄りというお話があるのですが、全体的に歩道も入って車道も、今回この区間におきましては真ん中に遮音壁、また学校寄りにも遮音壁を設置する区間ですので、まさに車道から撮ったアングルで、この道路の整備の形を示すにはどうしてもここは車道からという形で書いております。

あと、2 つ目のところで、こちらは次の 152 ページ目ですが、遮音壁への緑化というお話になります。申し訳ありません、また評価書案の 13 ページ目に戻っていただきたいのですが、こちらに、最初にお話ししました計画道路断面図をつけております。車道の真ん中に遮音壁を描いておりますが、こちらは高さ 1.5m で、この遮音壁を設置する幅が大体 1.5m の幅の中に遮音壁を立てていく形になります。ですので、植栽ということを書いておりますが、現実、物理的に植栽を植える空間がないという状況でございます。

○坂本部長 多分、宗方委員がおっしゃっているのは、緑化というのは壁面緑化みたいな形でのことかなと思ったのですが。遮音壁に植物を這わせるとか。

○事業者 壁面緑化ですと、ツタ類に雨が当たって水が浸透していくような、ある程度の幅がないと、ツタ類がうまく育たないという事例がありますので、現実としては 1.5m の中

中央分離帯の遮音壁を設置する中で設置していくというのは、実情は難しいというのではありません。あと、こういう構造物をつくる時に警察との協議、設計を行うときに事前調整をさせていただきますが、そのときに過去の事例では、そういうツタ類を這わせた場合、あるときに、ばさっと、これはたかだか 1.5mの高さなのですが、ばさっと倒れたときにオートバイ等に危険があるということで、余り中央分離帯のツタというのは交通管理者の警察のほうからも許可はなかなかおりていないという実情があります。

○坂本部長 了解しました。

では、4番の「評価に対して」をお願いします。

○事業者 154 ページですが、「変化の程度は小さい」と書いております。これは先生がおっしゃるとおり、ある程度時間が経過しないと整わないというのは事実でございますので、こちら辺の書き方についてはもう少し工夫はしたいと思っております。

○坂本部長 よろしくをお願いします。

きょう、宗方委員は欠席なので、御回答いただいたものを次回、宗方委員から御議論いただくということで、事務局はよろしいですか。

○森本アセスメント担当課長 はい。

○坂本部長 それでは、景観についてはこれでとりあえず、ひとまず終了ということにしたいと思います。

ほかの項目に関して御質問、御意見、御質疑をお願いしたいと思います。日下委員が途中退席されると伺っているので、先に御質問をいただけますか。

○日下委員 1つ質問があります。予測と実測のところなのですが、例えば 78 ページ、予測の場所、予測地点のところ、今回つくられる沿線上の 4 地点を対象に予測することになっているのですが、この道路ができた場合に、例えば都道 145 号線とぶつかって T 字路になって、ふえた自動車が都道 145 号に入っていくということになりますよね。その場合に、確かに①番、②番、③番、④番の地点を予測して、この沿道上はどうなるかということも重要なのですが、その影響が都道 145 号に影響が及んだときに、車がこちらに入っていくときに、では 145 号の、特に T 字路のあたりとか、立川駅の方面に抜けていくようなところの方向とか、こういうところは変化するはずなのですが、これについてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○事業者 78 ページの、まさに①番のところと 145 号線との交差点の部分なのですが、こちらにつきまして、交通の流れが阻害というか、渋滞が起きないように、まさに先ほどお話し

しました交通管理者である警視庁と今後調整をとっていきまして、145号線のほうに負荷がかからないようにというのをこれから検討していく予定でございます。

あと、この道路なのですが、さらにこの事業の完成を見据えまして、さらに145号線の南側の区間につきましては引き続き事業化を図っていく予定になっております。

○日下委員 ということは、渋滞したら特に大気汚染は厳しくなると思うのですが、うまく流れれば145号線に車が入って台数が増えても、そんなには、大気汚染は、145号線沿いとか、あるいはT字路付近では、そんなには悪化しないというふうに見積もっていると。

○事業者 そうですね。そういうような、渋滞など起きないように、車がスムーズに流れるようにこれから警視庁のほうと調整はとっていきます。

○日下委員 多少は増えるので、何かしら、そんなに問題はないというようなことは何か客観的なお考えがあれば、反映させるというのは、警察との何とかというのをもう少し具体的に。

○事業者 例えば、今回の計画道路と145号線の交差するところ、Tの字のところは、今まで道路がないところ。道路がないところに新しく交差点ができますので、その交差点になると信号が設置されます。ですので、その信号の処理とか右折レーンとか、車が渋滞するその長さとか、そこら辺をしっかりと検討しまして、145号線のほうに負荷がかからないように、そういった道づくりをこれから調整してまいります。

○坂本部長 ありがとうございます。

ほかの委員から御質問、御意見を申し上げます。保高委員、申し上げます。

○保高委員 土壌汚染について幾つかお伺いしたいと思いますが、131ページの調査結果に土地利用の履歴等の状況ということで、ここには自衛隊の立川駐屯地のものが、今回取得する道路の上にある可能性があるということが書かれているのですが、自衛隊等の施設があるところでは、よく油の問題というのがあって、油というのは、土壌汚染対策としてはベンゼンが入っているのですが、それ以外の油が出てくるというケースが結構ございます。それは土壌汚染対策法でも都の条例でも対象外となっているので、実際に油汚染土壌みたいなものが出てきたときには、例えば環境省の油汚染対策ガイドに従って対応する等、法の対象外のものが出たときの対応を少し記載しておいたほうがいいかなと思います。というのが1点です。

2つ目は、今ここで駐屯地のみを対象とされておりますが、この計画道路全体で履歴調査をした結果、特定材質を使用している施設があるような、土壌汚染のおそれがあるような施

設ではなかったという整理でよろしいですか。もし、整理でそういうことであれば、その旨を一言書いておいていただいて、自衛隊の駐屯地以外では土壤汚染のおそれはないということの資料もしっかり付けていただくことが重要ではないかと思いました。

3 つ目は、これは事業の進行に関わることなのですが、この地域は結構地下水飲用があるような地域だと私は理解している。多摩のほうでは地下水飲用が結構あったりするということで、汚染が見つかったときに要措置区域になると、工事自体がかなり遅延するというケースが多々ございます。そういった意味では、周辺の飲用井戸の有無だったりとか、そういった可能性も別途調べておいたほうがいいかなと。これはコメントです。

○事業者 まず、1 つ目、油の話をしていただきましたが、これもしっかりと確認しながらということで検討させていただけたらと思っております。

2 つ目の、沿道に土壤汚染が想定される事業者については、都の環境確保条例の中で 117 条の地歴調査がございますので、地歴調査にしっかり取り組んで、その中でそういう事業者の過去の事例があればしっかりそこら辺を調査するという手続を踏んでいきたいと思っております。

あと、飲料につきましても、しっかり、今お話しいただきましたとおりにします。

○保高委員 油に関しては、どういう手順でやるかみたいなものを最終的にしっかり書かないと、結局、なあなあで、見えたらやるとか、そういうレベルに落とし込んでしまうケースもあるので、しっかり手順を決めていただければと思います。

○事業者 はい。1 つ前の質問の中で説明が十分でなかったのが大変申し訳なかったのですが、交差点のお話なのですが、15 ページのところ、下が右側に回転しているのですが、15 ページの見開きの図面になっております。右側が北側になっておりまして、今、3・3・30 号線と 145 号線というのがちょうど左側の凡例と書いておりますちょっと右のところは新しくなる交差点になります。新しく交差点ができるのですが、それとはまた別に、中央線と書いておりますその 1cm 右側のところに、今回都市計画道路 3・3・30 号線の整備と合わせて、市の道路整備になるのですが、立川 3・2・10 号線、それから国立 3・4・8 号線という、3・3・30 号線につながる、中央線に並行する両側の都市計画道路も、市役所の施行になるのですが、整備を進めていく。ですので、こちらで東西方向も負担していただき、145 号線のほうの負荷がかからないようにという工夫はしていく予定になっております。

○坂本部長 交通流の制御をするということですね。

○事業者 分散を図るということです。

○坂本部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見がございましたら。

○池本委員 廃棄物の関係なのですが、2 つほど教えていただきたいのですが、よく環境影響評価の段階で予測した後、違ったということがある形として、地中埋設物が出てきたりとか、そのようなことが多いのですが、今回、掘削深とか、どこに書かれているのか余りわからなかったもので、そのあたりがどの程度なのか。もし掘削が結構あるところがあれば教えていただきたいということが1点。

もう1点は、今、1工区から3工区に分けて工事をするという事業計画だと思うのですが、事業工程上、用地取得の状況にもよると思うのですが、1工区、3工区が並行して行われるのか、行われぬのか、その可能性があるのか、その辺がわからなかったもので、その可能性について教えていただけたらと思います。

○事業者 まず、1つ目の質問なのですが、掘削する深さですが、基本は道がないところに道をつくっていく、住宅地であったところに道をつくっていくという形になりますので、舗装工事が中心になってまいります。ですので、舗装ですと、ざっくりですが、下側の路盤というか、碎石を入れた層と上のアスファルト層を合わせて大体60cmぐらいから70cmぐらいの掘削。それとはまた別に、雨水を取り込むための下水を入れていきますので、それが大体1mから1.5mぐらいの掘削になるかと思えます。また、歩道の中には電線共同溝は、電柱がないようにということでケーブル管を入れるためのパイプ類を、これも大体50cmから1m程度の中で掘っては埋めてという作業になるかと思えます。

あと、工程なのですが、現在、こちらは、本日お配りしております評価書案の資料編の3ページ目のところには工区割の図面、4ページ目のところにはそれぞれの排出台数を書いておりましたが、用地の取得の状況にもよりますが、基本的には重ならないように工程を考えております。

○池本委員 ありがとうございます。

まず、1点目なのですが、全般にわたって全てがそのような地中埋設物があるわけではないと思うのですが、そのあたりは予測に全て反映されているような条件と考えていいのでしょうか。

○事業者 基本的には大きな構造物というのは予定しておりませんので、現況地盤なりに今舗装をかけていくような掘削深しかないという状況でございます。

○坂本部会長 その他、ございますでしょうか。宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 今回、水循環は評価項目に入っていませんが、関係市長からの意見で、雨水浸透促進に関する意見がありました。ですから、今の説明でも、そうした施設をつくるとか、あと見解書に透水性の舗装を行うと書かれていますが、その設置に当たってはきちんと関係市と協議の上、コミュニケーションを密にして実施していただきたいと思います。

あと1点。先ほどの宗方委員からの景観に関するところで、3番の予測手法・内容についてというところの御説明にわかりにくいところがあったのですが、地点3の写真に出ている遮音壁に対する緑化、壁面緑化は難しいという御回答だったと思うのですが、宗方委員からの御指摘は、影響を低減する措置は行わないのかという、それが緑化だけではないと思いますから、何かほかにアイデアというのがないものなののでしょうか。何もしないというのはあり得ないのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事業者 まず、1つ目の舗装ですね。歩道の部分について舗装をかけていくのですが、そちらについては透水機能が十分図れるような材質のものをきちんと整備していきたいと思っております。

あと、宗方委員からも遮音壁の影響を低減するために、委員のほうでは緑化ということで書かせていただいておりますが、なかなか中央分離帯のところでは何か、狭い1.5mの中で工夫する余地というのが実情としては物理的には難しいというのが現状でございます。

○宮越委員 宗方委員からの御指摘は、遮音壁に対して緑化を行うなどですよね。これは緑化しか景観をよくする措置はないものなのですか。例えば色を工夫するとか、私は専門ではないので、もしかしたら見当違いかもしれませんが、もう全くそれしかないということなのでしょうか。

○事業者 今、先生からお話がありましたとおり、色につきましては工夫する余地はあるかと思えます。ただ、一般的な汎用品というか、工場製品ですので、工夫できる範囲というのは限られているのですが、余り奇抜な色ではなく、地域の住宅地の中になりますので、そこら辺とうまくマッチしたものは選んでいくことはできると思えます。

○宮越委員 影響を低減する措置の努力は大事だと思いますので、その辺、慎重に検討していただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○坂本部長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○堤委員 項目というよりも、都民の声とか意見についてなのですが、結構な数の都民の意

見とか関係市長からの意見が出ているかと思えます。都民の皆さんの心配事項があるかと思うのですが、この意見とか市長の意見などを受けて、今後評価書に盛り込むようなことをやるとか、今後御対応いただくようなこと、御検討いただいているようなことがあれば教えていただきたいのですが。

○事業者 まさに、都民の方々からいろいろな意見をいただいておりますので、今後、評価書をまとめていく中で反映できるもの、反映できないもの、いろいろあるかと思うのですが、これから検討していきたいと思っております。

○堤委員 これからの検討になるということでしょうか。

○事業者 はい。

○堤委員 わかりました。先ほど、宗方委員からの質問の中に例えば景観のポイントを増やしてほしいと。増やすというか、逆側も検討したほうがいいのではないかというような意見もあったかと思うのですが、追加しないというふうにお伺いしたので、できるだけそういう御意見を受けて、できることから御対応させていただいていくほうがいいのかと思いますので、御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○坂本部長 貴重な意見をありがとうございました。

私の担当は騒音・振動なので、騒音について。今日、都民の意見を拝見させていただいて、騒音に対する懸念が多いように思うのですが、騒音をなるべく低減させるための対策みたいなものが評価書案の中にどのように書かれているのか。それが見やすくなっているのかどうかというところをまずお伺いしたいのですけれども。

○事業者 ページで申しますと125ページに、工事中に予測に反映したものとしまして、工事中仮工作であったり、あと、工事の完成後なのですが、一番下のアのところ、中央分離帯の遮音壁とか、その下側になりますけれども、低騒音舗装というものをこちらでは採用していきたいと思っております。

○坂本部長 そういところを書くところというのはここだけなのですか。もう少し努力をしているというようなことがわかるように書けないのかなというのが意見です。

○事業者 記載させていただいているのは125ページに記載させていただいておりますが、これまでの地元説明会の中では、きちんとパワーポイントの中に断面図で遮音壁とか低騒音舗装というものを示しながら、都民の方々には御説明しているところでございます。

○坂本部長 例えば最初のほうに道路断面があって、概要を示すようなところがありますよね。ああいうところには書けないのですか。

○事業者 これも形というか、地元説明会の資料の中では遮音壁とか低騒音舗装という記載をさせていただいておりますが、こちらの評価書の中ではそこまで記載していなかったというのが実情でございます。

○坂本部長 そうですか。

あと、107 ページに予測の項目があるのですが、3 番の予測地域で工事の完了後、騒音の予測地域が道路端から 100m、振動の予測地域が道路端から 50mと書いてあるのですが、その結果は、この評価書案の中に載っていないと思うのですが、それはそれでよろしいのでしょうか。

○事業者 資料のまとめ方としまして、100m、50mの範囲につきましては、資料編のほうに減衰状況につきまして記載させていただいております。

○坂本部長 要はそれをここに書かなくていいのかということなのですが。詳細は資料編に載っていますとか。結果、この評価書案に載っているのは、道路端の結果だけですね。なので、まとめ方に違和感があるのですけれども。

○事業者 そちら辺の工夫につきましては、また環境局と調整させていただいて、事実としましては、資料編のほうに、先生おっしゃるとおり記載をしています。

○坂本部長 その確認をしたいのですけれども。

○事業者 はい。

○坂本部長 申し上げたいのは、型通りにやるとこうなると思うのですけれども、今回、大分御懸念があるし、今道路が通っていないところに幹線道路を通す。幹線道路だから環境基準が 70dB、65dB になる。それに対する反応もたくさんあるみたいなので、要は住民の方も大分心配されているのかなというところがあるので、その心配をなるべく払拭できるように努力の姿勢と、予測でこうなっていますというところを示していただきたいというのが私の意見です。

そのほか。

○保高委員 専門外のことなのですが、堤委員が先ほどおっしゃったように、坂本部長もおっしゃっていましたが、この意見に関しては通常パブコメみたいな形で、こういうことに対してはこういう対応をしますみたいなことを返すということは、このアセスの手続ではおそらくしないと思うのですが、少なくともこの手続に対して、この意見に対してどういうふうに対応するのかということは、しっかりと、都としてどうするのかということを、公式の文書ではないと思うのですけれども、そういうところはしっかり御提示いただいたほうが、我々

としても判断しやすいかなと思います。

そういったものというのが、おそらくこれだけ意見が出るということは、かなり今後もうこういう話が出てくるということで、この意見に対してどう対応するのか。対応できないものは対応できない理由ということと、あと住民の方に今後どういう説明をしていくのか。これでもう一応説明して終わりなのか、今後どうしていくのかということも、次回までにもし可能であれば御提示いただければうれしいと思っています。次回までということで。できないという回答でも結構です。

○坂本部長 ありがとうございます。

その辺、よろしくをお願いします。

○事業者 今、都民の方々からいろいろ意見が出されている中に、それをまとめたものにつきましては見解書があります。

○森本アセスメント担当課長 見解書を席上に置かせていただいているのですが、こちらに都民の意見、関係市長からの意見に対する事業者の見解がまとめられてございます。

○坂本部長 そのほか、御意見はございますでしょうか。

○日下委員 見解書の28ページ、大気汚染の一番下の左側の、都民からの御意見のところは2つのことが書いてあって、1つは大気汚染の濃度はもっと高いことがあり得るのではないかと。2つ目が調査会社は、住民側も納得できるところがやってくださいということに対して、右側の見解については、余りそれが答えとしてよくわからないような気がするのですが、こういうふうにもっと高いものが出るのではないかと感じるというのは、この評価書がもう少しわかりやすくなれば、いろいろな誤解が解けるのではないかと気がするのですが、98%値とか、あと、将来の予測について、年平均しか載っていないので、それはどういう意味をするところなのかとか、その意味するところみたいなものを今後書いていくとか、あるいは事後評価のときにそういうコメントを書くとか、もう少し都民にわかりやすくできるような工夫をされたほうがいいのではないかと思います。

2つ目の、住民側が納得できる調査会社に調査させてほしいという意見については、もちろん厳選に選んでいると思うのですが、その調査会社がきちんと調査基準の指針にのっとってやっているということをお願いしたかと思うのですが、それなら、そういうふうな形でもう少し書いたほうがいいのではないかと思います。間接的には書いてあると思うのですが。

○事業者 ありがとうございます。

まず、調査会社につきましては、28 ページの右側の、それぞれの分析手法がありますので、それにのっとって行えば、どこの会社がやってもきちんとした措置が出るということで書いております。

あと、それぞれの予測値について説明会でも説明はしているところなのですが、なかなか地域の方々にすっと入っていく形で、数字では、数字というか、ふだん使っている数字ではないものが多いので、地域の方々には御理解が難しいところがあるのですが、そこら辺は説明会のときにもう少し工夫していきたいと思っております。

○保高委員 今、見解書をぱっと読ませていただいたのですが、この中で要望に基づいて何らかの改善をした点というのは、ぱっと読んで、これは基準以下だから大丈夫ですみたいなことがずっと書かれていたりという印象を受けるのですけれども、今回の要望によって何らかのプラスアルファの改善をした点がもしあれば教えてください。

○事業者 基本は、それぞれの予測の中で環境基準とかもろもろの基準に対して満足な数字になっておりますので、基本的には改善というのはないところなのですが、ただ、緑化につきまして、国立市からさらなる緑化ということで34 ページのところに書いておりますけれども、それにつきましては、緑は可能な限り道路内に配置していくということで記載をさせていただいております。

○保高委員 緑化の点だけがプラスアルファということで、ほかの部分は基準値を満たしているので改善は特段今やっていないという状況ということですね。

○事業者 そうです。

○保高委員 ありがとうございます。

○坂本部長 その他、ございますか。宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 見解書の中の27 ページに立川第二中学校への懸念について、事業者の見解として回答されている内容について教えていただきたいことがあるのですが、この中で「校舎の教室における騒音レベル」と書いて、(窓開け時)と書いてあるのですが、当然、窓を閉めると開けるでは、騒音のレベルは違うのだらうなと思うのですが、窓開け時としたのは、通常、窓を開ける必要はないのだけれども、安全をとって窓開け時としたのでしょうか。それとも、エアコン等が完備されていなくて、常時窓を開ける夏は必要があってそのようにしているのでしょうか。

○事業者 資料編の63 ページ中ほどに、考え方を中段のところの3行目に書いておまして、「窓を開けた場合の平均的な内外の騒音レベル差(防音効果)は10 dB程度であると考えられ

る。」という形になっておりますので、これを準用させていただいております。

○宮越委員 エアコンはついていて、特に窓を開ける必要は通常ないという理解ですか。それは大分違うと思うのですけれども。

○事業者 ではなく、あくまでも中央環境審議会のほうで一般的に窓を開けた状態で10 dB程度という基準になっておりますので、特段、閉めたら十何dBというのではなく、この基準にのっとってやっているということです。

○坂本部会長 補足させていただいてよろしいですか。ここに10dBが書いてあるのは、環境基準を決めるときにデータとして採用したのがこの10dBだと思うのですが、要は、そういうデータしかないからこう書かざるを得なかったということです。信頼性があるというか、認められているデータとして、窓開けで建物の中に入るのに10 dBぐらい減衰するでしょうというのはコンセンサスが得られているということで、このように書いてあるという、単にそれだけだと思います。窓を閉めれば恐らく20 dBから25 dBぐらいの減衰があると予測はできるのですが、ただ、一般的に認められている数値でもないもので、ここには書けなかったということなのだと思います。

○宮越委員 わかりました。運用時に実際どうかというのは、もしかすると変わってくるかもしれないかもしれませんから、その際はきちんと、事後調査等を踏まえて、採用が必要であれば学校と協議して丁寧な対応をお願いします。

○事業者 わかりました。

○坂本部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

○袖野委員 評価書案の段階ですので、項目についてこれまで議論があったかもしれないのですけれども、自然とのふれあい活動の場については選定されていないということなのですが、住民の方からもコミュニティが分断されるという御懸念もあったようですし、これだけの道路ができれば当然公園へのアクセスなどには、機能は損なわれることはないと書いてあるのですが、当然影響はあるのだらうなということが予測されます。学校もあるということで、歩道の整備ですとか、そのあたりはきちんとされるということなのですが、例えば歩道橋の整備など、そういったことについての御要望みたいなものはあったのでしょうか。

○事業者 歩道橋につきましてはまだ要望はないのが実情になっております。ただ、要所要所の交差する道路のところにはちゃんと横断歩道を設けてまいります。ですので、その横断歩道を利用して反対側に渡っていただくという形を予定しております。

○坂本部長 堤委員、どうぞ。

○堤委員 たびたびの意見で申し訳ないのですが、先ほどの見解書も読ませていただいて、保高委員の御意見とも重なるのですが、今、幹線道路沿いではない地域のところが幹線道路沿いになる。だから幹線道路沿いの基準を満たしているからオーケーとか、あと、必要な措置を講じますというだけだと、住民の方の心配は改善しないのではないのかなと感じます。ですので、なるべく具体的な対策とか、あとほかに改善策としてどういうふうなことが講じられるのかということを再度御検討いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○坂本部長 その他、御意見はございますか。寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 史跡・文化財は選定されていないので、史跡もなく埋蔵文化財もないということで全く問題はないのですが、42 ページの史跡・文化財の文章の後半部分に、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財や遺構等が確認された場合には連絡すると書かれていますが、先ほど伺っていますと、地表から 60cm ぐらいは掘削するだろうと。道路の長さが 1.7km ぐらいありますので、かなり長い事業区間なので何か出る可能性がないわけではないのです。そういう場合に、きちんと地元の教育委員会に報告する担保というのはどうなっているのか。後から、こんなのもありましたけれども、何でもないとやってしまいましたというようなこともあり得るわけなのですね。その辺の担保をどういうふうにとっていられるのか、伺ってみたいと思います。

○事業者 担保のところなのですが、基本的に包蔵地でないところですので、ないものだろうという形で工事に入ってしまうのが実情だと思います。ですが、先生おっしゃるとおり、後から市の教育委員会に報告するのではなく、きちんとそういったもので一かけらでも出たら、直ちに市の教育委員会に相談できるような体制はきちんととっていきたいと思っております。

○寺島委員 その物だけでなく、例えば多摩地区ですと近世の炭焼き窯があったり、いろいろなちょっとした構造物がある場合もあるので、その辺は十分に緊張感をもってやっていただけたら非常にありがたいと思っております。よろしくをお願いします。

○事業者 わかりました。

○坂本部長 その他ございますでしょうか。池本委員。

○池本委員 幾つかあるのですが、うまくまとまっていないのかもしれないので、言えるものからということで、先ほど堤委員から御発言いただいたように、基準を満足しているからいいだろうというようなことが、よく紛糾するパターンだと思うのですよね。御心配の声が

上がっているということは、今の環境が悪化することに対する御心配ですので、どちらかというと、質問があつて、これでいくから大丈夫だという回答よりは、受けとめるような気持ちで聞いていただくのがいいのではないかと思います。全ての御意見は受けとめることはできないと思うのですが、受けとめようと思って受けとめられないのと、そこから、これでいいのだというのでは、多分違うと思うのですよね。そういったところの姿勢の部分が、この見解書の中でも割と、これでいいのだというような回答がかなり見られますので、そうすると、環境影響評価自体が環境影響評価のツールなのですが、コミュニケーションのツールという意味合いもあると思いますので、そういったところでの機能が果たせない心配が、今日のやりとりを聞いていて感じたので、そのあたりを御考慮いただいて、せつかく、やるかやらないかというのはこれからあるのかもしれないのですが、やる事業であれば、多くの方に喜ばれる事業であつてほしいと思いますし、そのためには、丁寧に関係する方の御意見を聞くというのが重要なのではないかと思います。

私も廃棄物という担当で、そのような整備のときにいろいろな地元の方の御意見も聞く経験も多いもので、そういう経験から感じるのですけれども、そのような姿勢が大事なのではないかと思います。

また、そのためには、説明会とかそういったものをどれだけ丁寧に開いていくかということも重要だと思うのですけれども、ここでひとつ教えていただきたいのが、この見解書の中で説明会に対して記載されているのが、32 ページぐらい、同じような表現がほかにもあるのですが、2回は確実にやったというのが記載されています。32 ページの右の列の下の方です。平成 28 年 12 月と平成 31 年 3 月ということで、今後、環境影響評価に関係しない説明会も含めてどのように姿勢として考えられているのか。あとは、100 人、200 人集めたところで、こういうこととお話ししても、多分御意見を言える方は少ないと思うのですね。そういった方々の声をどのように拾うかということとか、工夫されている点、少人数でやったほうがいいのではないかとか思うのですけれども、そういった点でもしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

また、電話での対応をいただいているということもあるのですが、このような電話でどれぐらいの件数が寄せられているのか、そのあたりも参考として教えていただけたらありがたいと思います。

○事業者 今お話がありましたとおり、地域の方々とうまくコミュニケーションをとりながらというのは大変重要なことだと思っておりますので、事業者としてはしっかり認識しながら

ら進めていきたいと思っております。

それで、32 ページ目のところは、書かせていただいておりますとおり、今まで28年と31年にそれぞれ説明会をさせていただきました。あと、今年度になりまして現況測量という、地図をつくるための測量作業に入らせていただいたのですが、その説明会もやらせていただいております。また、今後の説明会の予定としましては、国のほうからこの都市計画道路の事業を進めていよいよという事業認可を受ける前後で、事業説明会とか用地説明会という説明会の場があります。また、ほかの道路では実施してきているのですが、個別相談会とか、もう少しグループの方とか、小さな規模での公民館を使ったお話し合いとか、そういった小さな打ち合わせの場も設けながら、なかなか声を出しにくい方々から意見が出せるような場はつくらせていただいているのが実情です。

あと、電話も、今ざっくりですけれども10件ぐらい問い合わせが来ているところがありますので、そちらについても事務所とか本庁の職員のほうで対応してきているところです。

○池本委員 ありがとうございます。

やはり書かれている以外の説明会もかなり丁寧に行われているところもあると思いますので、その中で、今なかなか声を上げられない方の御意見などもしっかりと受けとめられるものは受けとめていくという考え方で、そうやって顔を合わせていくうちに勘違いが解きほぐされていったりとか、そういったところも出てくると思いますので、そういった対応を続けていかれるのがいいのかなと感じました。

あとは、やられているとは思いますが、住民全体の方のお話をする場合と、地域の代表というか、そういったところの窓口をつくっていただくとか、いろいろやり方はあると思いますので、丁寧なアプローチが一番重要かなと思いますので、よろしくお願いします。

ひとつ、細かい話に入りますが、事業の目的に対してかなり御意見が上がっていた部分があると思うのですが、その点に関して、この計画でこういうことを言っていますというようなことで挙げられているのですが、御質問に対してストレートにお答えしていないのかなというところもあるので、説明会のやりとりの場では例えば交通量が減っているのではないとか、そのようなことは、この計画で位置づけていますというようなことが書かれているのですが、その質問に対しては、どうもストレートに答えられていないように思いますので、そういったことに1つ1つお答えしていくことが、一步一步、理解につながっていくのかなという気もしますので、いろいろ大変だと思うのですが、そういったところの取り組みをやっていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○事業者 わかりました。

○坂本部長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これで事業者様との質疑応答は終了としたいと思います。事業者の皆様、ありがとうございました。事業者の方は元の席に戻ってください。

本日予定しました審議は全て終了しましたが、ほかに何かございますでしょうか。

それでは、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 19 分閉会)